

武蔵村山市社会福祉法人指導監査実施要領

平成29年9月27日

訓令（乙）第154号

（趣旨）

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、武蔵村山市（以下「市」という。）が実施する社会福祉法人（主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が市の区域を越えないものに限る。以下「法人」という。）の指導監査について、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知別添。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設若しくは事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務、財産の状況、帳簿、書類等の検査を行うことをいう。

（実施方針）

第3条 市長は、指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、毎年度、一般監査を開始する時までには、指導監査の重点項目を掲げる社会福祉法人指導監査実施方針を定めるものとする。

（実施計画）

第4条 市長は、毎年度、一般監査を開始する時までには、一般監査の対象法人、実施時期、職員体制等を含む実施計画を策定するものとする。

2 法人若しくは法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等によりそのおそれがあると認められる場合は、前項の実施計画の内容にかかわらず、適宜、指導監査を実施する。

（調査書等の提出）

第5条 市長は、一般監査の対象となる法人に対し、第3条に規定する社会福祉法人指導

監査実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目を掲げた社会福祉法人調査書（法人の自己点検項目を含む。）又は社会福祉協議会調査書を作成し、及び毎年度市長が指定する期限までに当該調査書及び関係資料を提出するよう求めるものとする。

（指導監査に係る基準等）

第6条 指導監査の確認事項、着眼点、指摘基準等は、指導監査ガイドライン（要綱別紙。以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

（一般監査の実施）

第7条 一般監査は、原則として、監査の対象となる法人の事務所等の実地において、関係者から事前に提出された書類及び事務所等で保管している関係書類を基に説明を求める等、面談の方法により行うものとする。

2 一般監査における実地検査は、原則として1日間で実施するものとし、実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、当該施設等の検査も同日に実施するよう努めるものとする。

3 一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前日までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知するものとする。ただし、法人又は当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合又は苦情、通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由によりあらかじめ通知すると当該法人若しくは当該施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

（1） 一般監査の根拠規定

（2） 一般監査の日時

（3） 検査員の氏名

（4） 準備すべき書類等

4 一般監査は、原則として係長職以上の職にある者を含む2人以上の職員を検査員として行うものとする。この場合において、検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、上位の職にある者が相互の関係を調整する。

5 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、市の関係部課の職員又は法人の関係者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

- 6 実地検査においては、法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人にその写しを交付するものとする。この場合において、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加又は変更が生じたときは、実地検査指導事項票を修正したものに差し替えるものとする。
- 7 検査員は、実地検査の終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示する。この場合において、上位の職にある検査員は全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行うものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、法令解釈等で疑義が生じた場合等、状況に応じて、実地での講評を行わず、関係者を招致して講評を行うことができる。
- 9 検査員は、指導検査を行うときは、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第7条の規定による身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（一般監査の結果及び改善状況の報告等）

第8条 検査員は、実地検査の終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で健康福祉部長へ復命する。

- 2 検査員は、前項の規定による検討結果に基づき、一般監査の結果を当該法人の理事長に対し文書で通知する。この場合において、ガイドラインに定める文書指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。
- 3 一般監査をより効果的なものとするため、第1項の規定による復命及び前項の規定による結果の通知は、実地検査の終了後速やかに行うものとする。
- 4 検査員は、当該法人の理事長に対し、第2項の規定により結果の通知を発送した日から30日以内に一般監査の結果の文書指摘事項について改善状況報告書又は改善計画書を提出するよう求め、その改善内容を確認するものとする。
- 5 検査員は、前項の規定による改善内容の確認に当たっては、当該法人の理事長に対し、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況を確認するため、当該法人の事務所等実地において調査を行うものとする。

6 検査員は、前項の規定により改善内容を精査した場合において、改善の措置が認められたとき又は改善の措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結するものとし、当該監査の終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続するものとする。

7 度重なる一般監査を実施したにもかかわらず、改善の措置が認められない場合は、当該法人を次条の規定による特別監査の実施の対象とするものとする。

(特別監査の実施)

第9条 特別監査は、実地検査を行うほか、法人に対し提出を命じた帳簿書類を市に持ち帰り確認する方法、法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問する方法等、効率的かつ効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

2 特別監査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情、通報等の情報、一般監査において確認した情報等から疑われる法人の運営上の不正又は著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施するものとする。

3 特別監査の実施の通知は、一般監査の例により行う。

4 特別監査は、原則として係長職以上の職にある者を含め3人以上の職員を検査員として行うものとする。

5 検査員は、実地検査の終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、検査結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示する。ただし、状況に応じて、実地での講評を行わず、関係者を招致して講評を行うことができる。

6 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、市の関係部課の職員又は法人の関係者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(特別監査後の措置)

第10条 検査員は、実地検査の終了後、その概況を健康福祉部長に報告し、必要に応じ市の関係部課と協議する。

2 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査の例により、文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めるものとする。

3 改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき、又は前項の規定により報告を受けた改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

(指導監査情報の公表)

第11条 指導監査に関する情報は、個人情報その他の法令等により非開示とされる情報を除き、公開に努めるものとする。

(東京都との連携)

第12条 指導監査の実施に当たっては、東京都に対し、必要な情報又は資料の提供、施設等の指導監査の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年9月27日から施行する。

(武蔵村山市社会福祉法人指導検査実施要綱の廃止)

2 武蔵村山市社会福祉法人指導検査実施要綱(平成25年武蔵村山市訓令(乙)第121号)は、廃止する。

附 則(平成30年武蔵村山市訓令(乙)第19条(抄))

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。